

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

## 公表日

令和7年7月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務
②事務の概要	<p>子ども子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務として次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 保護者の就労等の状況より児童の保育の必要性を認定し、認定証を発行  (2) 住民税の課税状況により利用者負担額(保育料)及び給食食材料費免除の可否を決定  (3) 世帯の状況、税情報、生活保護の受給状況、保育の必要性等の確認  (4) 施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費を支給</p> <p>藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の申請の受理、申請に係る事実についての審査、申請に対する応答  (2) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理  (3) 教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の変更申請の受理、変更申請に係る事実についての審査、変更申請に対する応答  (4) 教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の職権による変更に係る事実についての審査、職権による変更に対する応答  (5) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の取消に係る事実についての審査、取消に係る応答  (6) 教育・保育給付認定に係る認定証及び施設等利用給付認定に係る認定通知の再交付申請の受理、申請に対する応答  (7) 教育・保育給付認定を受けた者、及び施設等利用給付認定を受けた幼稚園利用者の副食費免除対象の可否の決定、通知  (8) 施設等利用費の支給口座の把握及び確認</p>
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、子ども子育てサブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
教育・保育給付認定ファイル、施設等利用給付認定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 127の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表 127の項  (情報提供の根拠)  なし(情報提供は行わない)  (情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表155の項及び第157条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部保育課
②所属長の役職名	保育課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 電話0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 電話0466-50-3526
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月17日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、中間サーバー等へのアクセス可能な職員を限定し、権限のない職員による不正アクセス等への対策を講じていることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<p>アクセスログの管理により、不正な利用については追跡調査が可能となっている。また、職員毎に権限を設定し、必要なない機能を使用できないようにしている等の対策を講じていることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、子ども・子育て支援管理システム)	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、子ども子育てサブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	武井 正純	辻 俊之	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一 94の項	番号法第9条第1項及び別表第一 94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第六十八条	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)116の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の二	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	辻 俊之	保育課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年9月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年2月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年9月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	評価書名	子どものための教育・保育給付に関する事務	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務	事後	
令和2年3月13日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	藤沢市は、子どものための教育・保育給付に関する事務における(以下略)	藤沢市は、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務における(以下略)	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付に関する事務として(以下略)	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務として(以下略)	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2) 住民税の課税状況により負担額を決定	(2) 住民税の課税状況により利用者負担額(保育料)及び給食食材料費免除の可否を決定	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、申請に係る事実についての審査、申請に対する応答	(1) 教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の申請の受理、申請に係る事実についての審査、申請に対する応答	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2) 子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届け出及び書類の受理	(2) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(3) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、変更申請に係る事実についての審査、変更申請に対する応答	(3) 教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の変更申請の受理、変更申請に係る事実についての審査、変更申請に対する応答	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(4) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査、職権による変更に対する応答	(4) 教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の職権による変更に係る事実についての審査、職権による変更に対する応答	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(5) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査、取消しに係る応答	(5) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の取消しに係る事実についての審査、取消しに係る応答	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(6) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請の受理 (7) 再交付申請に対する応答	(6) 教育・保育給付認定に係る認定証及び施設等利用給付認定に係る認定通知の再交付申請の受理、申請に対する応答	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	(7) 教育・保育給付認定を受けた者、及び施設等利用給付認定を受けた幼稚園利用者の副食費免除対象の可否の決定、通知	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	教育・保育支給認定ファイル	教育・保育支給認定ファイル、施設等利用給付認定ファイル	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-25-1111(内)2661	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 電話0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 入園担当 電話0466-25-1111(内)3823	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 電話0466-50-3526	事後	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成31年2月1日時点	令和2年2月7日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(3) 世帯の状況、税情報、生活保護の受給状況、保育に欠ける状況等の確認	(3) 世帯の状況、税情報、生活保護の受給状況、保育の必要性等の確認	事後	
令和3年12月17日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の二	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の二	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の二	番号法第19条第8号及び別表第二 116の項(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の二	事後	番号法第19条の改正に伴う変更 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正に伴う変更
令和6年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記の記述を追加	(8) 施設等利用費の支給口座の把握及び確認	事前	法改正に伴い今後実施予定の変更(公金受取口座制度への対応)
令和6年7月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第六十八条	番号法第9条第1項及び別表 127の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	番号法の改正に伴う変更
令和6年7月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 116の項(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の二	番号法第19条第8号 別表 127の項(情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表155の項及び第157条	事後	番号法の改正(別表第二の廃止等)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が廃止されたことに伴う変更
令和6年7月30日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年2月7日時点	令和6年7月3日時点	事後	
令和6年12月19日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	・人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か →十分である ・判断の根拠 →対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、中間サーバー等へのアクセス可能な職員を限定し、権限のない職員による不正アクセス等への対策を講じていることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	番号法第27条第2項に基づく特定個人情報保護評価指針の再検討による、基礎項目評価書の様式変更に伴う追記
令和6年12月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	・最も優先度が高いと考えられる対策 →3) 権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策 ・当該対策は十分か【再掲】 →十分である ・判断の根拠 →アクセスログの管理により、不正な利用については追跡調査が可能となっている。また、職員毎に権限を設定し、必要のない機能を使用できないようにしている等の対策を講じていることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	番号法第27条第2項に基づく特定個人情報保護評価指針の再検討による、基礎項目評価書の様式変更に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月18日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和6年7月3日時点	令和7年6月17日時点	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施